

資料 1	差引認定基準の見直しに関する 専門家ヒアリング
	平成 29 年 6 月 9 日

障害年金の認定基準（差引認定）の見直しに関する専門家ヒアリング 開催要綱

1. 趣 旨

障害年金の認定のうち、身体の同一部位に複数の障害が生じた場合の障害の程度の認定は、「国民年金・厚生年金保険法障害認定基準（平成 14 年 3 月 15 日庁保発第 12 号）」の差引認定基準に認定方法が定められている。

差引認定の一部の事例において、差引認定後に支給される障害年金の等級が低いとの指摘があることから、差引認定基準の見直しについて専門家からの意見の聴取を行う。

2. 検討事項

- (1) 差引認定基準の見直し案について
- (2) その他

3. 構 成

ヒアリングの対象となる専門家は別紙のとおりとする。

4. 運 営

- (1) 本ヒアリングは、大臣官房年金管理審議官が専門家の参集を求めて開催する。
- (2) 本ヒアリングの庶務は、年金局事業管理課給付事業室が行う。
- (3) 本ヒアリングは原則公開とする。ただし、公開することにより個人等に不利益を及ぼす恐れがあるなど、個人情報保護の観点から特別な配慮が必要と認められる場合には、非公開とすることができる。
- (4) 大臣官房年金管理審議官は、必要に応じて関係者等に出席を求め、意見を聴取することができるものとする。

(別紙)

障害年金の認定基準（差引認定）の見直しに関する専門家ヒアリング対象者

う さ み しんいち
宇佐美 真一 信州大学医学部耳鼻咽喉科学教室教授

き く ち よし み
菊池 馨実 早稲田大学法学学術院副学術院長

く ぼ た のぶ え
久保田 伸枝 帝京大学名誉教授

と び ま つ よし こ
飛松 好子 国立障害者リハビリテーションセンター総長

(五十音順)